

関西電力株式会社高浜発電所第2号機の  
原子炉等規制法に基づく工事の計画の変更認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：関西電力株式会社 取締役社長 岩根 茂樹

申請年月日等：

2019年7月31日（関原発第171号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：高浜発電所

所在地：福井県大飯郡高浜町田ノ浦

3. 発電用原子炉施設の出力度及び周波数

出力： 3, 392, 000 kW

第1号機： 826, 000 kW

第2号機： 826, 000 kW（今回申請分）

第3号機： 870, 000 kW

第4号機： 870, 000 kW

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

原子炉本体

6 原子炉本体の基本設計方針、適用基準及び適用規格

7 設計及工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

(4) 保安活動の評価

(5) 保安活動の改善

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）

1 1 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンに係るものを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

1 2 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する次の事項

(1) 品質保証の実施に係る組織

(2) 保安活動の計画

(3) 保安活動の実施

- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事  
内容：発電用原子炉施設の基本設計方針等の変更

6. 申請理由

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部が改正され、平成29年9月11日付けで施行されたことに伴い、地震時の燃料被覆材の閉じ込め機能の維持に係る要求が追加されたことから、発電用原子炉施設の基本設計方針の変更を行う。